

報告第 1 号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成20年 2 月 1 9 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番 号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	事 件 の 概 要
1	環境局	19.11. 5	円 86,044	平成19年9月20日、幸区南幸町3丁目63番地先路上で、本市中型ごみ収集車が走行中、左側に車線変更してきた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
2	環境局	19.11. 6	円 89,889	平成19年9月7日、麻生区白山5丁目3番1号先路上で、本市中型ごみ収集車が、カーブを曲がろうとして車線をはみ出したところ、前方から走行してきた被害者運転の小型乗用車に接触し、破損させたもの
3	環境局	19.11. 7	円 540,048	平成19年5月23日、川崎区江川2丁目12番1号先路上で、本市軽ライトバンが走行中、右側の駐車場から飛び出してきた被害者に接触し、負傷させたもの
4	環境局	19.11.26	円 57,716	平成19年11月5日、川崎区浅田2丁目9番7号先路上で、本市中型ごみ収集車が、対向車を避けようと左に寄った際、駐車中の被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの
5	環境局	19.12.11	円 59,510	平成19年10月24日、中原区新丸子町768番地先交差点で、本市中型ごみ収集車が、通過しようとした際、横断歩道を通行中の被害者に接触し、負傷させたもの

6	健康福祉局	19.12.11	円 412,325	平成19年4月24日、中原区市ノ坪134番地1駐車場で、本市普通ライトバンが、駐車しようとして後退した際、当該駐車場に右後方から進入してきた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
7	高津区役所	19.11.1	円 78,750	平成19年8月5日、高津区二子2丁目4番13号マンション屋内駐車場で、本市軽ライトバンが走行中、当該軽ライトバンに設置されているスピーカーが被害者所有の天井のはりに接触し、破損させたもの
8	麻生区役所	19.11.14	円 159,957	平成19年10月11日、高津区下作延2丁目8番1号先路上で、本市小型ライトバンが、駐車場から道路に出ようとした際、信号待ちのため一時停止していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
9	麻生区役所	19.10.6	円 384,179	平成19年7月10日、麻生区万福寺1丁目5番1号先路上で、本市小型ライトバンが、駐車場から道路に出ようとした際、右側から走行してきた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させ、及び運転していた被害者を負傷させたもの
10	麻生区役所	20.1.15	円 2,151,264	
11	消防局	19.12.17	円 67,200	平成19年10月29日、川崎区日進町7番地1先路上で、本市消防指揮車が、消防訓練会場に入ろうとしたところ、被害者所有の歩行者用信号機に接触し、破損させたもの
12	建設局	19.12.5	円 24,355	平成19年9月12日、高津区久地3丁目11番先路上で、被害者所有の普通乗用車が走行中、路面と段差の生じていた雨水ますに接触し、当該普通乗用車が破損したもの
13	建設局	19.12.7	円 41,601	平成19年10月10日、宮前区南平台5番3号先路上で、被害者所有の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの
14	建設局	20.1.18	円 483,158	平成18年12月13日、高津区野川1246番地1先路上で、被害者運転の自転車が走行中、舗装の破損箇所に落輪して転倒し、被害者が負傷したもの

2 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成19年11月28日

公布年月日 平成19年11月30日

川崎市条例第51号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表幸区の項区域の欄中「鹿島田、北加瀬」を「鹿島田」に改め、「小倉」の次に「、新小倉、新川崎」を加え、同表麻生区の項区域の欄中「万福寺2丁目」の次に「、万福寺3丁目、万福寺4丁目、万福寺5丁目、万福寺6丁目」を加える。

(川崎市区役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 川崎市区役所支所及び出張所設置条例(昭和46年川崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

本則の表幸区役所日吉出張所の項所管区域の欄中「鹿島田、北加瀬」を「鹿島田」に改め、「小倉」の次に「、新小倉、新川崎」を加える。

(川崎市アートセンター条例の一部改正)

第3条 川崎市アートセンター条例(平成18年川崎市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条中「万福寺180番地1」を「万福寺6丁目7番1号」に改める。

(かわさき新産業創造センター条例の一部改正)

第4条 かわさき新産業創造センター条例(平成14年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「小倉308番地10」を「新川崎7番7号」に改める。

附 則

この条例は、平成19年12月15日から施行する。ただし、第1条中川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例第2

条の表麻生区の項区域の欄の改正規定及び第3条の規定は、同月3日から施行する。